

○経済産業省告示第〇〇〇〇号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十一条第一項及び第百十五条第一項の規定に基づき報告する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年〇月〇日

経済産業大臣 名

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の一部を改正する告示

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（平成十八年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1・2 （略）</p> <p>3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 別表第2に掲げる輸送の区分ごとの数値</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。</p> <p>(1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率（以下「積載率」という。）を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量</p> <p><u>① 揮発油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「燃費判断基準等」という。）1 1-1(5)の基準エネルギー消費効率（以下「基準」という。）を上回っているものにあつては次の式</u></p> $x=6.96/(y/100)^{0.927}/z^{0.612}$	<p>1・2 （略）</p> <p>3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 別表第2に掲げる輸送の区分ごとの数値</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。</p> <p>(1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率（以下「積載率」という。）を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量</p> <p>[新設]</p>

② 揮発油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が①における基準を下回っており、かつ、燃費判断基準等 1-1-1(2)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=6.23/(y/100)^{0.927}/z^{0.565}$$

③ 揮発油を燃料とする貨物自動車であって、燃費を把握できないもの又はその燃費が②における基準を下回っているものにあつては次の式

$$x=14.4/(y/100)^{0.927}/z^{0.648}$$

④ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が燃費判断基準等 1-1-1(6)又は(7)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=8.83/(y/100)^{0.812}/z^{0.623}$$

⑤ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が燃費判断基準等 1-1-1(5)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=10.8/(y/100)^{0.812}/z^{0.654}$$

⑥ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が④又は⑤における基準を下回っており、かつ、燃費判断基準等 1-1-1(2)、(3)又は(4)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x=14.0/(y/100)^{0.812}/z^{0.658}$$

⑦ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、燃費を把握できないもの又はその燃費が⑥における基準を下回っているものにあつては次の式

$$x=15.0/(y/100)^{0.812}/z^{0.654}$$

これらの式において、x、y及びzは、それぞれ次の数値を表すものとする。

x：貨物輸送量当たりの燃料使用量（単位 リットル／トンキロ）

y：積載率（単位 %）

z：貨物自動車の最大積載量（単位 kg）

(2) 貨物自動車で貨物輸送する場合であつて、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第3に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当

[新設]

① 揮発油を燃料とする貨物自動車にあつては次の式

$$\ln x=2.67-0.927\ln(y/100)-0.648\ln z$$

[新設]

[新設]

[新設]

② 軽油を燃料とする貨物自動車にあつては次の式

$$\ln x=2.71-0.812\ln(y/100)-0.654\ln z$$

これらの式において、x、y及びzは、それぞれ次の数値を表すものとする。

x：貨物輸送量当たりの燃料使用量（単位 l／トンキロ）

y：積載率（単位 %）

z：貨物自動車の最大積載量（単位 kg）

(2) 貨物自動車で貨物輸送する場合であつて、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第3に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当

たりの燃料使用量

(3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第4に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量

(4) (略)

別表第1 (略)

別表第2

輸送の区分		燃費 (km/リットル)				
使用する燃料	最大積載量	燃費判断基準等1	燃費判断基準等1	燃費判断基準等1	その他のもの	
		1 (6)又は(7)の基準を上回っているもの	1 (5)の基準を上回っているもの	1 (2)、(3)又は(4)の基準を上回っているもの		
事業用貨物自動車	揮発油	500kg未満	/	15.9	13.5	9.48
		500kg以上 1,500kg未満		10.5	8.49	6.51
		1,500kg以上		8.79	6.96	5.53
軽油		1,000kg未満	/	12.9	10.2	9.31
		1,000kg以上		8.50	8.50	6.93

たりの燃料使用量

(3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第4に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量

(4) (略)

別表第1 (略)

別表第2

輸送の区分		燃費 (km/l)
使用する燃料	最大積載量	
		事業用貨物自動車
揮発油	2,000kg未満	6.57
	2,000k以上	4.96
	軽油	1,000kg未満
	1,000kg以上	6.19

		2,000kg未満						2,000kg未満	
		2,000kg以上 4,000kg未満	6.33		5.28	4.78		2,000kg以上 4,000kg未満	4.58
		4,000kg以上 6,000kg未満	5.13		4.36	3.93		4,000kg以上 6,000kg未満	3.79
		6,000kg以上 8,000kg未満	4.55		3.91	3.52		6,000kg以上 8,000kg未満	3.38
		8,000kg以上 10,000kg未満	3.88		3.37	3.03		8,000kg以上 10,000kg未満	3.09
		10,000kg以上 12,000kg未満	3.65		3.19	2.86		10,000kg以上 12,000kg未満	2.89
		12,000kg以上 17,000kg未満	3.35		2.96	2.66		12,000kg以上 17,000kg未満	2.62
		17,000kg以上	2.97		2.65	2.38			
自家用貨物自動車	揮発油	500kg未満		16.9	14.4	10.1		軽自動車	10.3
		500kg以上 1,500kg未満		11.1	8.98	6.89		2,000kg未満	7.15
		1,500kg以上		9.01	7.14	5.67		2,000kg以上	5.25
軽		1,000kg未満		14.9	11.8	10.7	軽	1,000kg未満	11.9

油	1,000kg以上 2,000kg未満	9.48	9.48	7.72	7.00
	2,000kg以上 4,000kg未満	6.71		5.60	5.06
	4,000kg以上 6,000kg未満	5.45		4.63	4.18
	6,000kg以上 8,000kg未満	4.73		4.07	3.67
	8,000kg以上 10,000kg未満	4.08		3.54	3.18
	10,000kg以上 12,000kg未満	3.78		3.30	2.97
	12,000kg以上 17,000kg未満	3.52		3.11	2.79
	17,000kg以上	2.99		2.67	2.40

備考 この表において「事業用貨物事業者」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十条に規定する「事業用貨物事業者」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

油	1,000kg以上 2,000kg未満	7.34
	2,000kg以上 4,000kg未満	4.94
	4,000kg以上 6,000kg未満	3.96
	6,000kg以上 8,000kg未満	3.53
	8,000kg以上 10,000kg未満	3.23
	10,000kg以上 12,000kg未満	3.02
	12,000kg以上 17,000kg未満	2.74

備考 この表において「事業用貨物事業者」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十条に規定する「事業用貨物事業者」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

輸送の区分		貨物輸送量当たりの燃料使用量 (リットル / トンキロ)					
使用する燃料	最大積載量	燃費判断基準等 1-1 (6) 又は (7) の基準を上回っているもの	燃費判断基準等 1-1 (5) の基準を上回っているもの	燃費判断基準等 1-1 (2) 又は (4) の基準を上回っているもの	その他のもの		
事業用貨物自動車	揮発油	500kg未満	/	0.725	0.854	1.21	
		500kg以上 1,500kg未満		0.381	0.472	0.615	
		1,500kg以上		0.250	0.315	0.397	
事業用貨物自動車	軽油	1,000kg未満	/	0.714	0.903	0.992	
		1,000kg以上 2,000kg未満		0.286	0.286	0.351	0.387
		2,000kg以上 4,000kg未満		0.145	/	0.173	0.192
		4,000kg以上		0.0961		0.113	0.125

別表第3

輸送の区分		貨物輸送量当たりの燃料使用量 (L / トンキロ)	
使用する燃料	最大積載量		
事業用貨物自動車	揮発油	軽自動車	0.741
		2,000kg未満	0.472
	軽油	2,000kg以上	0.192
		1,000kg未満	0.592
事業用貨物自動車	軽油	1,000kg以上 2,000kg未満	0.255
		2,000kg以上 4,000kg未満	0.124
		4,000kg以上	0.0844



4,000kg以上 6,000kg未満	0.120
6,000kg以上 8,000kg未満	0.0944
8,000kg以上 10,000kg未満	0.0639
10,000kg以上 12,000kg未満	0.0564
12,000kg以上 17,000kg未満	0.0475
17,000kg以上	0.0383

0.141	0.156
0.110	0.122
0.0737	0.0819
0.0646	0.0718
0.0538	0.0599
0.0429	0.0478

4,000kg以上 6,000kg未満	0.102
6,000kg以上 8,000kg未満	0.0820
8,000kg以上 10,000kg未満	0.0696
10,000kg以上 12,000kg未満	0.0610
12,000kg以上 17,000kg未満	0.0509

備考 この表において「事業用貨物事業者」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十条に規定する「事業用貨物事業者」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第4

輸送の区分	貨物輸送量当たりの燃料の発熱量 (MJ / トンキロ)
鉄道	0.491

備考 この表において「事業用貨物事業者」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十条に規定する「事業用貨物事業者」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第4

輸送の区分	貨物輸送量当たりの燃料の発熱量 (MJ / トンキロ)
鉄道	0.491

1990年から2010年の間に建造された船舶の船種 毎の平均的な燃費と比べて20%以上の燃費の向上が認められる船舶	0.442	船舶	0.555
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種 毎の平均的な燃費と比べて15%以上20%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.470		
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種 毎の平均的な燃費と比べて10%以上15%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.498		
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種 毎の平均的な燃費と比べて5%以上10%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.525		
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種 毎の平均的な燃費と比べて0%以上5%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.539		
その他の船舶	0.553		
航空機	22.2	航空機	22.2

空 画  
(掘込部)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件は、令和四年度以降の年度のエネルギーの使用量の算定について適用し、令和三年度以前の年度のエネルギーの使用量の算定については、なお従前の例による